

関東労災病院 医師の採用名称に関する規程

令和6年3月1日制定

(目的)

関東労災病院（以下「当院」という。）の医師の採用に当たっては、就業規則に即して採用に当たっての名称を決定しているところだが、当院で採用した医師における経歴が誤解を招かず、確実なキャリアアップに繋がる名称となるよう当院での医師の採用に当たっての名称を就業規則とは別の名称で定めることとする。

(採用)

第1条 当院で採用する医師については当該規程で定める名称で採用することとする。なお、その際の採用発令は施設長が行うこととする。

(名称)

第2条 職員就業規則が適用される医師については、医長（無期雇用）という名称とする。

第3条 嘱託就業規則が適用される常勤の医師（研修を目的として雇用する医師を除く）については、医長（有期雇用）という名称とする。

第4条 第3条以外の嘱託就業規則が適用される常勤の医師については、医員（有期雇用）という名称とする。

(役職について)

第5条 第2条に定める医師のみならず、第3条に定める医師については、部長、副部長として発令をすることができる。その役職に係る給与については、第2条に定める医師の計算方法に準ずるものとする。

(採用期間)

第6条 嘱託就業規則が適用される医師については、雇用期間を1年、2年又は3年とし、適宜定めることとする。

(退職金について)

第7条 嘱託就業規則が適用される医師の退職金については、嘱託就業規則に定めるところに適用することとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。